

避難確保計画作成の手引き 解説編

解説編目次

第1章 様式の作成に係る解説.....	1
はじめに.....	1
1. 1 表紙・目次.....	2
1. 2 計画の目的等（様式1）.....	9
1. 3 防災体制（様式2）.....	12
1. 4 情報収集・伝達（様式3、様式8～様式10）.....	23
1. 5 避難誘導（様式4）.....	25
1. 6 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）.....	40
1. 7 防災教育及び訓練の取組（様式7）.....	41
1. 8 対応別避難誘導一覧表（様式11）.....	42
1. 9 施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）.....	42
第2章 平時から理解しておくことが望ましい事項.....	47
2. 1 共通事項.....	47
2. 2 洪水に関する情報.....	51
2. 3 内水に関する情報.....	53
2. 4 高潮に関する情報.....	54
2. 5 津波に関する情報.....	55
2. 6 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）に関する情報.....	56

第1章 様式の作成に係る解説

はじめに

解説編には、様式の作成に当たって必要な解説が記載されています。様式の作成で不明な点等があった場合は、該当する箇所を適宜参照下さい。

(1) 様式編と解説編の該当箇所

様式編には、解説編の該当箇所がオレンジ色の囲みで示されています。様式編作成時に不明な点があった場合には、解説編の該当箇所を参照下さい。

(2) 様式の記入

様式編では、記入する箇所を桃色の空欄で示しています。

電子ファイルで避難確保計画を作成する場合は、桃色のセルをクリックして記入下さい。

紙の様式で避難確保計画を作成する場合は、桃色の空欄に手書きで記入下さい。

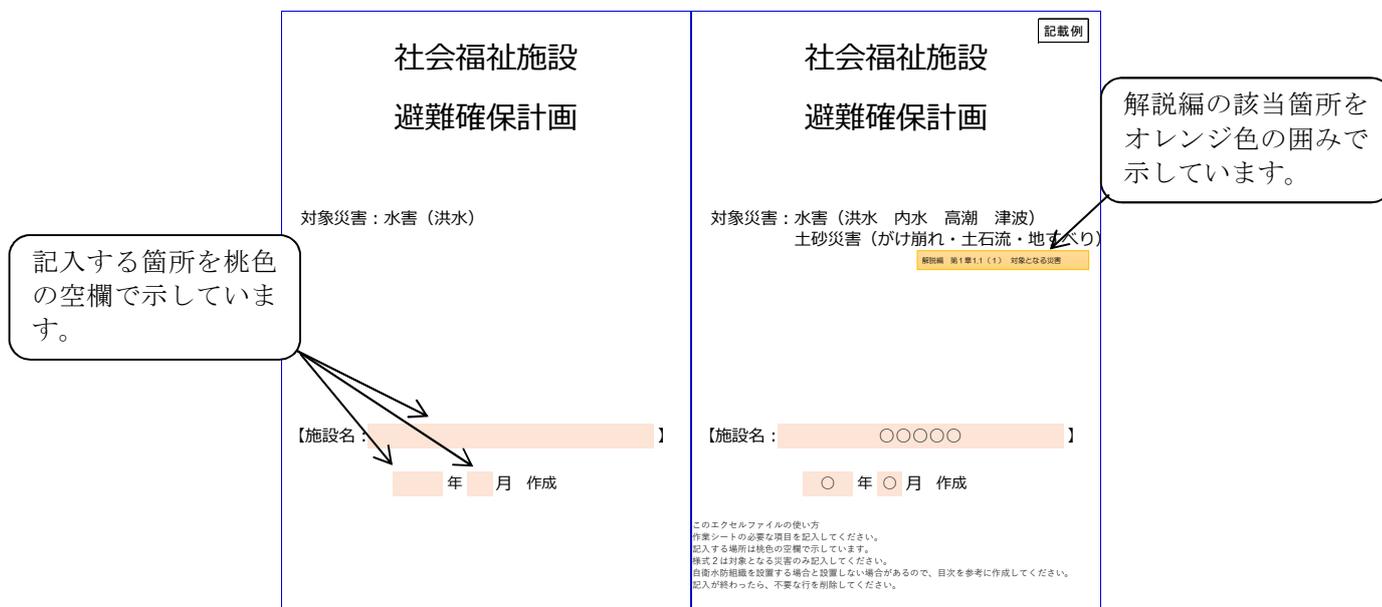


図 1 様式編と解説編の関係、記入する箇所

(3) 様式の印刷

様式編の電子ファイルは、メニューバー「ファイル」⇒「印刷」で印刷できます。

※パソコンの環境やエクセルのバージョンによって、印刷範囲がずれることがあります。

印刷プレビューで印刷範囲を確認してから、印刷してください。

1. 1 表紙・目次

表紙には、避難確保計画の対象となる災害、施設名及び計画の作成年月日を記載してください。

(1) 対象となる災害

1) 水害（洪水、内水、高潮、津波）の場合

対象となる水害（洪水、内水、高潮、津波）は、市町村地域防災計画から確認できます。対象となる水害がわからない場合は、市町村に問い合わせてください。

表 1 対象となる水害

浸水想定区域等	対象となる水害
洪水浸水想定区域	洪水
雨水出水浸水想定区域	内水
高潮浸水想定区域	高潮
津波災害警戒区域	津波

2) 土砂災害の場合

土砂災害の場合、都道府県が公表している土砂災害警戒区域や市町村が作成しているハザードマップ等を参考に、施設が土砂災害警戒区域に含まれているか確認してください。また、含まれている場合には、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべり）もあわせて確認してください。

表 2 対象となる土砂災害を引き起こす自然現象

区 域	対象となる土砂災害を引き起こす自然現象
土砂災害警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）
土砂災害警戒区域	土石流
土砂災害警戒区域	地すべり（地滑り）

※（ ）内は、土砂災害防止法上の表記

(2) 対象となる災害リスクに関する情報の入手

洪水浸水想定区域等の指定は、河川管理者、下水道管理者、海岸管理者から公表されます。

また、土砂災害警戒区域の指定は、都道府県知事から公表されます。

市町村のハザードマップや国土交通省ハザードマップポータルサイト等を確認することにより、施設に関係するこれらの災害リスクを確認することができます。

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握

<1>「重ねるハザードマップ」の活用

国土交通省ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」では、施設の住所を入力することで、施設周辺の洪水、津波、土砂災害、道路防災情報の4種類の災害リスク情報を地図に重ねて表示することができます。

「重ねるハザードマップ」で表示される災害リスク情報は表3のとおりです。また、災害の種別ごとに市町村が指定する「指定緊急避難場所」を表示することができます。



図2 ハザードマップポータルサイトの画面 <<https://disaportal.gsi.go.jp/>>

表3 「重ねるハザードマップ」で表示される情報

災害の種別	表示される災害リスク情報	留意点
洪水（想定最大規模） 洪水（計画規模）	浸水想定区域 浸水深（色分け表示）	・想定最大規模の浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫危険区域については、国土交通省（国管理区間）又は都道府県（県管理河川）から公表されている最新の情報を確認してください。
津波	津波災害警戒区域 浸水深（色分け表示）	・都道府県から公表されている最新の情報を確認してください。
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 土石流危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所 雪崩危険箇所	・都道府県（砂防部局）や市町村から公表されている最新の情報を確認してください。
道路防災情報	道路冠水想定箇所 事前通行規制区間	・内水によって影響が及ぶ箇所の情報となります。

なお、「重ねるハザードマップ」では、国土交通省及び都道府県から浸水想定区域図等の情報が公表された後、サイト上に更新が反映されるまで時間を要します。

そのため、これら災害リスクに関する最新の情報は、国土交通省、都道府県及び市町村に問い合わせて確認してください。

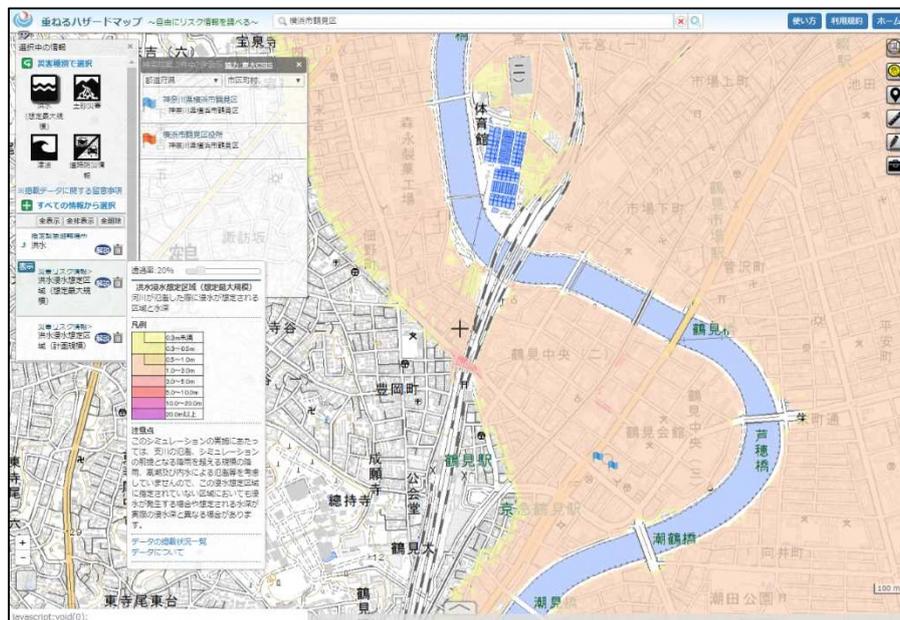


図3 「洪水（想定最大規模）」の表示情報（浸水深を色分け表示）



図4 「洪水（想定最大規模）」の表示情報（指定緊急避難場所を表示）

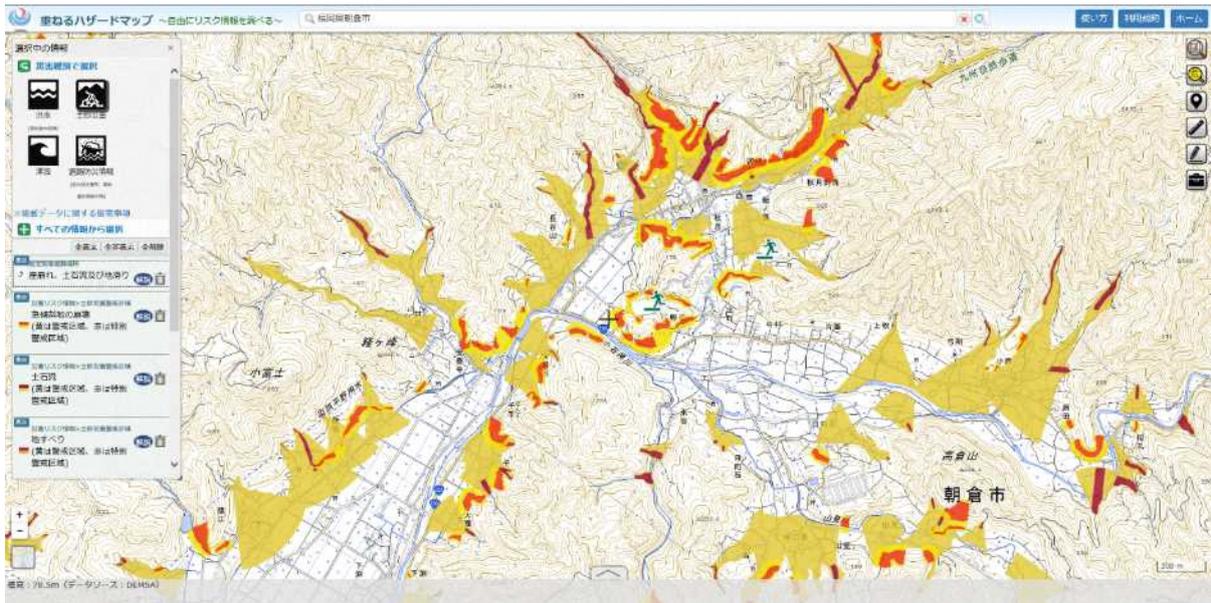


図5 「土砂災害」の表示情報（指定緊急避難場所を表示）

<2> 「わがまちハザードマップ」の活用

国土交通省ハザードマップポータルサイトの「わがまちハザードマップ」では、施設がある市町村を入力することで、各市町村が作成・公表しているハザードマップを検索・閲覧して、施設周辺の洪水、津波及び土砂災害等の各種災害リスクの範囲及び指定緊急避難場所等の情報を確認することができます。

・洪水ハザードマップ等における想定浸水深の確認

洪水の危険性に関する情報を知る方法として、市町村が作成する洪水ハザードマップがあります。地域の特性によっては、洪水以外に高潮、津波等のハザードマップが作成されています。

洪水等のハザードマップでは、想定される浸水範囲内の浸水深が段階ごとに色別で示されています。したがって、ハザードマップ上で施設周辺や避難先の想定される浸水深を確認することができます。避難先が浸水想定区域内にある場合は、想定される浸水深よりも高い位置に避難場所を設定する必要があります。例えば、想定される浸水深が0.5m～3m未満であれば2階以上の避難場所を設定する必要があります。

なお、洪水等のハザードマップは、印刷物として配布されるとともに、市町村のホームページでも公表されています。

浸水深等	RGB（詳細版）	浸水深等	RGB（標準）
20m ～	220,122,220	20m ～	220,122,220
10m ～ 20m	242,133,201	10m ～ 20m	242,133,201
5m ～ 10m	255,145,145	5m ～ 10m	255,145,145
3m ～ 5m	255,183,183	3m ～ 5m	255,183,183
1m ～ 3m	255,216,192	0.5m ～ 3m	255,216,192
0.5m ～ 1m	248,225,166	0.5m ～ 0.5m	247,245,169
0.3m ～ 0.5m	247,245,169	～ 0.5m	247,245,169
～ 0.3m	255,255,179		

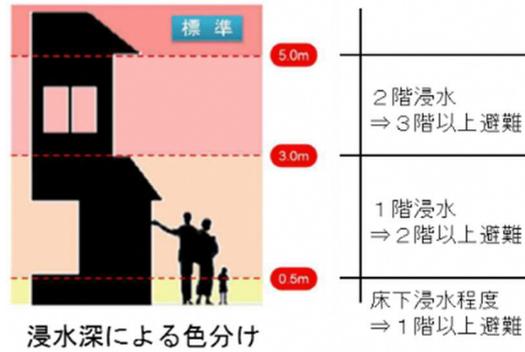


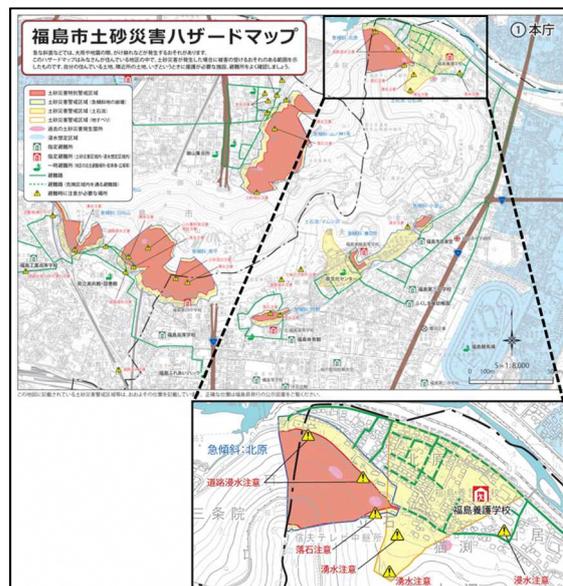
図 6 洪水ハザードマップの想定浸水深の表示

出典：国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室「水害ハザードマップ作成の手引き」に加筆

・土砂災害ハザードマップによる土砂災害警戒区域の確認

土砂災害の危険性に関する情報を知る方法として、市町村が作成する土砂災害ハザードマップがあります。市町村は、土砂災害警戒区域等の危険な区域に関する情報や避難場所・避難経路等の土砂災害に対する避難に関する情報について、住民等へ周知することが土砂災害防止法において義務付けられています。

市町村が作成したハザードマップは、印刷物として配布されるとともに、市町村のホームページでも公表されていますので、ハザードマップを確認し、要配慮者利用施設やその周辺にどのような土砂災害の危険性があるのかを事前に確認することが大切です。



(出典：福島市ホームページ)

図 7 土砂災害ハザードマップの事例

(3) 目次

避難確保計画に記載すべき事項に関して、具体的な項目を記載してください。

避難確保計画に記載すべき事項は、水防法施行規則第 16 条及び土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 に定められており、その内容を具体的に記載することが必要です。

要配慮者利用施設における水害・土砂災害に関する避難確保計画は、要配慮者（施設利用者）や施設職員が、避難時に水害・土砂災害から身を守るために作成するものです。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、要配慮者や施設職員が水害・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて計画を見直していくことも重要です。なお、要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第 15 条の 3 第 6 項）。自衛水防組織とは、各施設の職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統括管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、施設利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものです。自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の業務に関する事項の記載もあわせて必要となりますので、自衛水防組織の有無に合わせて、目次を作成してください。

記載例に、自衛水防組織を設置する場合、自衛水防組織を設置しない場合の目次を例示しているので、該当するものをコピーして使用してください。

	項目	様式等	ページ
	1 計画の目的	様式1	1
	2 計画の報告	様式1	1
	3 計画の適用範囲	様式1	1
	4 防災体制	様式2	2～5
	5 情報収集・伝達	様式3	6
	6 避難誘導	様式4	7
	7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
	8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
	9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
市町村長への提出は不要	10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
	11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
	12 緊急連絡網	様式9	12
	13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
	14 対応別避難誘導一覧表	様式11	13
	- 自衛水防組織活動要領	別添	14
	- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
	- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
	- 施設周辺の避難地図	別紙1	-

図 8 目次の例（自衛水防組織を設置する場合）

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15	防災体制一覧表	様式12	13
-	施設周辺の避難地図	別紙1	-

市町村長への提出は不要

図 9 目次の例（自衛水防組織を設置しない場合）

1. 2 計画の目的等（様式 1）

様式 1 では、避難確保計画の目的及び適用範囲等について記載してください。

（1）計画の目的

要配慮者は、一般の住民より避難に多くの時間を要するため、災害が発生した場合に深刻な被害が生じるおそれがあります。要配慮者利用施設の災害時における確実な避難の確保を図るため、水防法第 15 条の 3 第 1 項、津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 1 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 1 項では、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の所有者又は管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられています。

（2）計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項、津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 1 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長に提出しなければなりません。

- 様式 1～様式 6 は、市町村長に提出しなければなりません（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合）。
- 様式 7～様式 12 は個人情報等を含むため、適切に管理してください。市町村長に提出する必要はありません。

（3）施設利用者（要配慮者）の把握

水害や土砂災害は昼夜に関わらず発生します。また、休日に発生する場合もあるので、平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて施設利用者数を事前に把握しておく必要があります。

- 施設利用者数は、時間帯や曜日によって異なるため、想定される最大の人数を平日と休日、昼間と夜間に分けて記載します。
- 昼間については、通所部門と入所部門の合計人数を記載します。
- 夜間については、入所部門の人数を記載します。

(4) 施設職員の把握

豪雨時に施設利用者を安全に避難させるためには、必要な職員数を事前に把握し、施設職員を確保する必要があります。特に夜間や休日など勤務職員の人数が少ない場合は、施設利用者の避難支援対応が難しいため、施設周辺に住んでいる職員の参集や臨時従業員等の応援体制を事前に検討しておく必要があります。

- 施設利用者数と同様に、施設職員の全人数のほか、平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて施設職員数を記入します。
- 豪雨によって水害・土砂災害が発生するおそれがある場合に、臨時従業員（パート、アルバイト等）や地域住民の方々のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、いざという時に応援要請が可能な人数を確認しておきます。

(5) 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想され公共交通機関の計画運休が予定されている場合や、暴風、大雨、洪水警報等の気象警報等が発表された場合、通所・通院部門を事前休業とすることが考えられます。様式編では、以下の文を参考に記載しています。施設の営業時間、利用者の特性等に応じて記載してください。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前休業とする。

午前___時の時点で、全県下又は「_____」に以下のいずれかが発表されている場合は、通院（所）部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

【事例 1】警報発令時の対応を事前に定めておいたことにより人的被害を回避できた事例

岡山県立倉敷まきび支援学校は、平成 30 年 7 月豪雨で校舎 2 階に達する浸水被害を受けましたが、事前に定めていた規則に基づき、大雨警報が発令されていた 7 月 6 日（金）を臨時休業とすることで利用者が不在で人的被害を回避することができました。



保護者様

岡山県立倉敷まきび支援学校

警報発令時の対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では警報発令時には、次のとおり対応しますので、ご確認をよろしくお願いたします。

1. 登校前に警報が発令されたとき

午前 6 時の時点で、全県下又は「倉敷市」「総社市」「高梁市」「吉備中央町」のいずれかに「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となります。

2. 上記以外の場合

その他の「警報」や「注意報」の場合でも危険なことが考えられます。場合によっては、学校から連絡して休業にすることもあります。また、危険なことが予想される地域においては、学校に連絡して登校を見合わせてください。対応についての情報は、学校メール（マ・メール）または電話でお知らせします。

3. 登校後に警報が発令されたとき

スクールバスは通常通り 15 時 30 分発とし、スクールバス利用児童生徒はスクールバスで下校します。学校に直接迎えに来られることを希望される場合は、学校に御連絡ください。

保護者送迎による下校の児童生徒も、通常の下校時刻での下校としますが、危険が予想される地域においては、学校に連絡して早めの迎えをお願いします。

授業を中止して下校した方が安全と考えられる場合は、保護者と連絡をとって早めに下校するようになります。迎えの時刻が変更になりますので、緊急時の連絡が取れるようにしておいてください。

高等部の自力通学生徒は、交通機関の乱れや運休が予想されますので、保護者と連絡をとり、授業を早めに終えて下校するようになります。緊急時の連絡が取れるようにしておいてください。

出典：岡山県立倉敷まきび支援学校 WEB サイト

<http://www.makibisien.okayama-c.ed.jp/wordpress/>

1. 3 防災体制（様式2）

様式2では、洪水時、内水時、高潮時、津波時及び土砂災害時の防災体制、体制区分ごとの活動内容、活動要員及び確立の基準等を記載してください。

（1）防災体制、活動内容及び活動要員

台風や豪雨等により水害や土砂災害が発生するおそれがある場合は、施設において防災体制を確立するとともに、平時から体制ごとの職員等の役割分担を設定しておく必要があります。

防災体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制の3段階で設定します。これらの防災体制を確立する判断基準には、気象情報、河川の洪水予報や水位到達情報、土砂災害警戒情報に加え、施設周辺の現地情報等を活用します。

- ① 注意体制・・・気象情報等の情報収集の段階
- ② 警戒体制・・・避難の準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始して完了させる段階
- ③ 非常体制・・・施設全体の避難行動を完了する段階（逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階）

表 4 防災体制ごとの活動内容と対応班・要員検討例

施設の防災体制	活動内容	自衛水防組織を設置する場合（対応班）	自衛水防組織を設置しない場合（対応要員）
注意体制確立 （災害モード意識に切り替える）	気象情報及び洪水予報等の情報収集	総括・情報班	情報収集伝達要員
警戒体制確立 （準備する） （避難する）	気象情報及び洪水予報等の情報収集	総括・情報班	情報収集伝達要員
	使用する資器材及び非常持出品等の準備	避難誘導班	避難誘導要員
	保護者・家族等への事前連絡	総括・情報班	情報収集伝達要員
	外来診療中止の掲示（病院の場合）	総括・情報班	情報収集伝達要員
	周辺住民及び協定締結企業等への協力依頼	総括・情報班	情報収集伝達要員
	要配慮者の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員
非常体制確立 （直ちに避難）	施設内全体の避難誘導	避難誘導班	避難誘導要員

(2) 防災体制確立の判断基準の設定

対象とする災害の種別ごとに、各3段階の防災体制確立の判断基準と施設職員等の役割分担を設定しておきましょう。

各段階の防災体制確立の判断基準の目安になる情報は複数あります。平時からそれぞれ発表、発令される情報の内容を理解しておき、防災体制確立の判断基準として設定しておきましょう。

表 5 判断基準の目安となる情報

判断基準の目安となる情報	主なもの	備考
気象庁が発表する警報・注意報	大雨注意報・警報 特別警報 等	【2章 2.2~2.6】に、対象とする災害の種別ごとに関連して発表される情報等を解説しています。
国土交通省又は都道府県が気象庁と共同で発表する情報	洪水予報 水位到達情報 土砂災害警戒情報 等	
市区町村長が発表・発令する情報	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	【参考2】市町村から発表される避難情報（p18）で解説しています。
その他	地域住民や消防団からの情報 施設周辺の状況 等	—

※なお、当該地域の基準等を市町村があらかじめ様式2に記入して、施設管理者に配布することも有効です。

表 6 から表 11 には、対象とする災害の種別ごとに設定した体制確立の判断時期と施設の体制の設定例を示しています。施設の防災体制を設定するときの参考としてください。

表 6 洪水の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期					施設の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する警報・注意報	国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する洪水予報・水位到達情報	市町村長等が発表する避難情報	その他		情報収集伝達	避難誘導
レベル 2	洪水注意報	〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報	—		注意体制確立	・洪水予報等の情報収集	
レベル 3	洪水警報	〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報	避難準備・高齢者等避難開始		警戒体制確立	・洪水予報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導
レベル 4		〇〇川（〇〇地点）氾濫危険情報	避難勧告又は避難指示（緊急）		非常体制確立		・施設内全体の避難誘導

表 7 内水の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期					施設の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する警報・注意報	都道府県知事又は市町村長が発表する水位到達情報	市町村長等が発表する避難情報	その他		情報収集伝達	避難誘導
レベル2	大雨又は台風に関する気象情報 大雨注意報			○分間雨量が●mmを超過 ○○ポンプ場が排水開始	注意体制確立	・気象情報等の情報収集	
レベル3	大雨警報			○分間雨量が▲mmを超過	警戒体制確立	・気象情報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備
レベル4		○○市○○地区内水氾濫危険情報		○○ポンプ場が排水不能 ○分間雨量が■mmを超過 浸水の前兆を確認	非常体制確立		・避難誘導

表 8 高潮の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期					施設の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する気象情報	都道府県知事が発表する水位到達情報	市町村長等が発表する避難情報	その他		情報収集伝達	避難誘導
レベル2	高潮注意報				注意体制確立	・気象・潮位情報等の情報収集	
レベル3	高潮警報（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）		避難準備・高齢者等避難開始		警戒体制確立	・気象・潮位情報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導
レベル4	暴風警報及び高潮警報（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） 高潮特別警報	○○海岸高潮氾濫危険情報	避難勧告又は避難指示（緊急）		非常体制確立		・施設内全体の避難誘導

表 9 津波（津波到達時間が短い場合）の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期				施設の体制		
気象庁が発表する気象情報	都道府県知事が発表する水位到達情報	市町村長等が発表する避難情報	その他		情報収集伝達	避難誘導
			緊急地震速報	注意体制確立	・津波情報等の情報収集	
津波注意報				警戒体制確立	・津波情報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備
津波警報、津波特別警報（大津波警報）		避難指示（緊急）	危険の前兆を確認	非常体制確立		・避難誘導

※市町村による避難指示（緊急）の発令が間に合わない場合もあるため、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要です。

表 10 津波（津波到達時間が長い場合）の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期				施設の体制		
気象庁が発表する気象情報	都道府県知事が発表する水位到達情報	市町村長等が発表する避難情報	その他		情報収集伝達	避難誘導
津波注意報			緊急地震速報 遠地地震に関する情報	注意体制確立	・津波情報等の情報収集	
津波警報		避難準備・高齢者等避難開始		警戒体制確立	・津波情報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導
津波警報（標高の低い地域の場合） 津波特別警報（大津波警報）		避難勧告、避難指示（緊急）	危険の前兆を確認	非常体制確立		・施設内全体の避難誘導

表 11 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の場合の体制確立判断時期と施設の体制（例）

体制確立の判断時期				施設の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する警報・注意報	都道府県と気象庁が共同で発表する情報	市町村長等が発表する避難情報		情報収集伝達	避難誘導
レベル2	大雨注意報			注意体制確立 （避難準備の開始）	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する資器材の準備
レベル3	大雨警報（土砂災害）		避難準備・高齢者等避難開始	警戒体制確立 （避難行動の開始） ↓ （避難行動の完了）	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 施設周辺の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難誘導
レベル4		〇〇市（町・村）土砂災害警戒情報	避難勧告 避難指示（緊急）	非常体制確立（逃げ遅れ対応／緊急避難） 非常体制継続		<ul style="list-style-type: none"> 施設内全体の避難誘導 逃げ遅れた場合の緊急避難対応（近隣又は施設内の安全な場所へ移動／屋内安全確保）

【参考2】避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

表 12 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始</p>	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
<p>【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）</p>	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

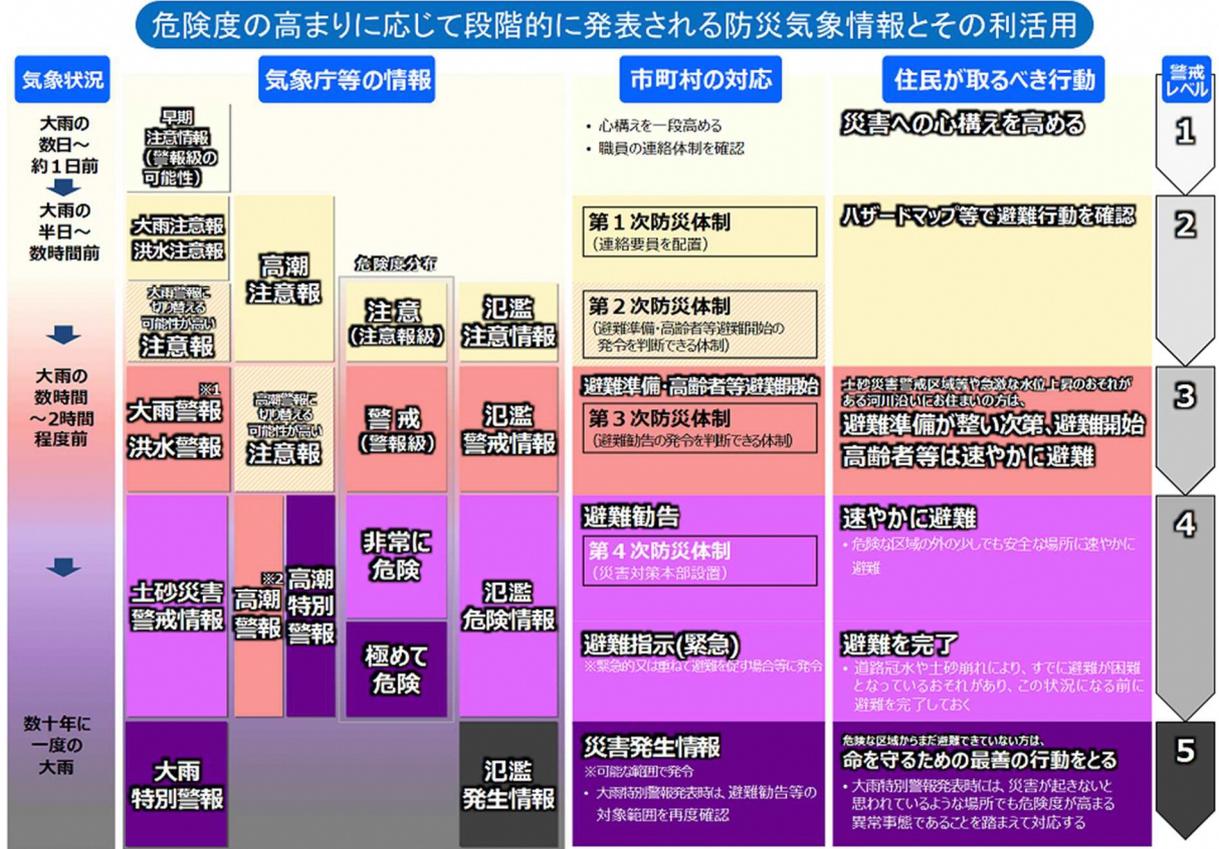
※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

（出典：避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）（平成31年3月内閣府（防災担当））

【参考3】危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用



※1 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)に相当します。【避難勧告等に関するガイドライン】(内閣府)に基づき気象庁において作成
 ※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告(警戒レベル4)に相当します。

出典：気象庁HP「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」

(3) 防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

1) 緊急時の職員配置と参集体制

災害発生のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておく必要があります。

統括管理者（又は管理権限者）のもと、的確な情報収集・伝達、迅速な避難行動ができるように、「誰が何をするのか」を明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等にも体制を確立できるようにしておくことが必要です。

表 13 職員の役割分担の例

自衛水防組織を設置する場合 (対応班)	自衛水防組織を設置しない場合 (対応要員)	役割
総括・情報班	情報収集伝達要員	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、土砂災害の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。
避難誘導班	避難誘導要員	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合や土砂災害の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

表 14 参集基準の例

	活動内容
参集準備	台風の接近や大雨が予想される場合は、情報収集班がテレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、今後の雨の予想や行政機関が発表している情報等について情報収集を行い、他の職員に情報共有し、速やかに参集できる準備を整える。
応援当番職員参集	大雨警報が発表された場合は、当直施設職員の補助として、応援職員を速やかに参集できる準備を整える。
全職員参集	土砂災害警戒情報の発表や市町村から避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合は、利用者等を避難させるため、全職員が速やかに参集し、避難誘導を行う。

表 15 参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員全員
応援当番職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 ・避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災当番施設職員
全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員全員

2) 緊急時の防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容

以下に、施設における防災体制の確立の手順と体制ごとの活動内容の例を示します。

注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統括管理者（又は管理権限者）は、台風情報、大雨注意報及び洪水注意報等の気象情報の発表に注意します。 【災害モードへの切り替え】 ・ 統括管理者（又は管理権限者）及び施設職員は、注意体制確立をトリガーとして、心のスイッチを入れ、避難行動に備えて、気持ちを災害モードに切り替えます。 ・ 雨が徐々に強くなる中で、気象情報及び河川の水位情報等の発表等を監視します。
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統括管理者（又は管理権限者）は、市町村から発令される自主避難情報、避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報の発令に注意します。 ○ 施設職員は、気象情報及び河川の水位情報等の監視を継続しつつ、避難の準備を行います。 【避難準備の開始】 ・ 統括管理者（又は管理権限者）（当日の責任者）は、大雨注意報や洪水注意報等が発表された場合は、避難準備を開始するタイミングを判断し、避難の準備を開始します。 ・ 統括管理者（又は管理権限者）及び施設職員は、避難の準備にあたって職員が少ない場合は、施設周辺に住む職員に参集をかけるとともに、災害時支援者への応援要請を行うなど、避難準備に必要な人員を確保します。 ・ 施設職員は、施設利用者の食事・入浴の時間調整や外出用衣服への着替え支援、雨具等の準備など、避難に備えて準備を行います。 ・ 施設職員は、施設利用者の貴重品や衣類、薬、必要な器具など非常時持ち出し品の確認・準備を行います。必要に応じて、保護者・家族等への事前連絡を行い、施設利用者の引き渡しを行います。避難先など関係機関への事前連絡も忘れずに行います。 ・ 避難行動開始に向けて、施設から避難場所までの避難経路に関する情報収集を行います。 ・ 施設内が浸水しないように、施設入口付近に止水板や土のうを設置するなどの対策を行います。 【避難行動の開始】 ・ 避難の準備が概ね完了したら、統括管理者（又は管理権限者）（当日の責任者）は、大雨警報、洪水警報、河川の氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始等の発表に注意しながら、避難行動を開始するタイミングを早め早めに判断し、避難行動を開始します。 ・ 施設職員は、施設利用者の特徴に応じて、避難場所まで徒歩で移動又は護送するケースと車で移送するケースがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <避難場所まで徒歩で移動又は護送するケース> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設職員は、杖を突く人や歩行器を押す人、車いすの人などを数人で支援し、避難経路上の安全性を確認しながら、施設利用者を避難場所まで誘導します。 <避難場所まで車で移送するケース> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設職員は、車いすやストレッチャーに乗っている施設利用者を慎重に福祉車両等に載せていきます。人数が多くて一度に移送できない場合は、数回に分けて往復します。 ➢ 避難場所に到着したら、施設利用者を慎重に車から降ろして要配慮者用の避難スペースに誘導します。効率的に避難誘導を行うには、車を運転する係、施設で車に乗せる係、避難先で車から降ろす係といった役割分担が必要です。 【留意事項】 ・ 施設利用者を避難場所に誘導するにあたって、誘導する時間帯が夕方日が暮れて暗くなる場合や既に風雨が強い場合は、無理して立ち退き避難は行わず、福祉車両だけでなく、一般車両も使用して全利用者を車で移送する、もしくは

	<p>想定浸水深以上の上層階や土砂が到達しない場所へ避難し、屋内で安全を確保することも有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する降水短時間予報により、深夜に豪雨が予測される場合には、日が暮れる前に避難場所へ移動し、避難を完了することも有効です。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統括管理者（又は管理権限者）は、市町村から発令される避難勧告、避難指示（緊急）の発令に注意します。 ○ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、直ちに避難行動開始のタイミングを判断し、その旨を速やかに施設職員に伝達して避難行動を開始します。 <p>【留意事項】 _____</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告が発令された段階では、風雨が強くなり、暴風や河川の水位上昇、道路冠水など、避難経路の危険性が高まり、徒歩で避難することが難しい場合があります。 ・ さらに、避難指示（緊急）が発令された段階では、より風雨が強くなり、河川の水位が上昇して橋を渡ることが困難となったり、道路の冠水や土砂崩れにより通行不能になるなど、避難経路の安全性が確保できない場合が想定されます。特に夜間は視界が狭く、周辺の状況把握が難しいため、屋外の避難場所へ避難することが困難になります。 ・ このような場合は、決して無理をせず、近隣の安全な避難先に避難する、もしくは想定浸水深以上の上層階や土砂が到達しない場所へ避難し、屋内で安全を確保することも選択肢の1つです。 ・ そのため、日頃から施設周辺の地域住民の方々とコミュニケーションをとり、協力体制を確保しておく必要があります。
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3) 災害の発生が予想される場合に検討すること

台風の接近など、あらかじめ水害・土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止のほか、病院の休院、保育園、幼稚園及び小中学校等の休校などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

1. 4 情報収集・伝達（様式3、様式8～様式10）

様式3では、防災情報の収集方法及び伝達方法等について記載してください。また、緊急連絡網等の作成には、様式8、様式9及び様式10を活用してください（既存の名簿等がある場合には、それを用いても良い）。

（1）情報収集

情報収集は、水害・土砂災害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。

情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、ツイッター等のSNS等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。その際、発信元の信頼性について、留意が必要です。

停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄しておきましょう。

行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆がないか等の確認を、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から行いましょう。

収集した情報は、施設職員で共有しましょう。収集する主な情報は表16のとおりです。

表 16 主な情報及び収集方法

収集する情報	情報（例）	収集方法（例）
防災気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	洪水予報、水位到達情報	市町村からのFAX、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール、サイレン、広報車、パトロール、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設職員による目視 （但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

(2) 情報伝達

災害時には「緊急連絡網」（様式9）に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有します。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」（様式8）に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「〇〇公民館（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは〇〇公民館（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡します。

「利用者緊急連絡先一覧表」（様式8）の緊急連絡先に記載した保護者・家族等に、電話やその他の連絡手段（電子メール等）で連絡をしてください。電子メール等の文字情報による伝達の場合は、避難確保計画に記載した伝達文を予めPC等に準備しておくことで迅速な伝達が可能になります。

(3) 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、情報の共有が重要となります。そのため、あらかじめ施設職員間や施設の内外の情報の伝達手段、伝達ルートのほか、避難する際に協力を要請する町内会、病人・怪我人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）などを記入した連絡体制表を作成することが重要です。

作成した連絡体制表は、施設職員一人ひとりに配付するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及びSNS等を活用することが有効です。

また、連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。

なお、施設利用者の緊急連絡先一覧の作成には様式8を、施設職員間の緊急連絡網の作成には様式9を、外部機関等の緊急連絡先一覧の作成には様式10を活用して作成してください（既存の名簿等がある場合には、それを用いても良い）。